

（前部霧灯）

第三十条 平成十七年十二月三十一日以前に製作された自動車については、保安基準第三十三条の規定並びに細目告示第四十三条、第二百一十一条及び第九十九条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

- 一 自動車の前面には、前部霧灯を備えることができる。
- 二 前部霧灯は、次の基準に適合するものでなければならない。
 - イ 前部霧灯の照射光線は、他の交通を妨げないものであること。
 - ロ 前部霧灯は、イに規定するほか、前条第一項第一号ハ及びニの基準に準じたものであること。
- 三 前部霧灯は、前号に掲げた性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。
 - イ 前部霧灯は、同時に三個以上点灯しないように取り付けられていること。
 - ロ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える前部霧灯は、その照明部の上縁の高さが地上〇・八メートル以下であって、すれ違い用前照灯の照明部の上縁を含む水平面以下（大型特殊自動車、小型特殊自動車及び前条第一項第一号イ括弧書の地方運輸局長の指定する自動車に備える前部霧灯でその自動車の構造上地上〇・八メートル以下に取り付けることができないものにあつては、その照明部の上縁がすれ違い用前照灯の照明部の上縁を含む水平面以下となる取り付けることができる最低の高さ）、下縁の高さが地上〇・二五メートル以上となるように取り付けられていること。
 - ハ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える前部霧灯は、その照明部の中心がすれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面以下となるように取り付けられていること。
 - ニ 前部霧灯の照明部の最外縁は、自動車の最外側から四百ミリメートル以内（大型特殊自動車、小型特殊自動車及び前条第一項第一号イ括弧書の地方運輸局長の指定する自動車に備える前部霧灯でその自動車の構造上四百ミリメートル以内に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる最外側の位置）となるように取り付けられていること。ただし、前条第一項第二号イただし書の自動車及び前条第一項第五号の自動車に備える前部霧灯にあつては、この限りでない。
 - ホ 大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車以外の自動車に備える前部霧灯の照明部は、前部霧灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方五度の平面及び下方五度の平面並びに前部霧灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より前部霧灯の内側方向十度の平面及び前部霧灯の外側方向四十五度の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。
 - ヘ 前部霧灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示する装置を備えること。
 - ト 前部霧灯は、イからへまでに規定するほか、前条第一項第二号ハの基準に準じたものであること。

2 次の表の上欄に掲げる自動車については、前項の規定のうち同表の下欄に掲げる規定

は、適用しない。

自動車	条項
一 平成十七年十二月三十一日以前に製作された自動車	第三号ニからトまで

3 次の表の第一欄に掲げる自動車については、第一項の規定のうち同表第二欄に掲げる規定は、同表第三欄に掲げる字句を同表第四欄に掲げる字句に読み替えて適用する。

自動車	条項	読み替えられる字句	読み替える字句
一 昭和三十五年九月三十日以前に製作された自動車	第三号ロ	前部霧灯は、その照明部の上縁の高さが地上〇・八メートル以下であって、すれ違い用前照灯の照明部の上縁を含む水平面以下（大型特殊自動車、小型特殊自動車及び前条第一項第一号イ括弧書の地方運輸局長の指定する自動車に備える前部霧灯でその自動車の構造上地上〇・八メートル以下に取り付けることができないものにあつては、その照明部の上縁がすれ違い用前照灯の照明部の上縁を含む水平面以下となる取り付けることができる最低の高さ）、下縁の高さが地上〇・二五メートル以上となるように取り付けられていること。	前部霧灯の照射光線の主光軸は、前方二十五メートルにおける地面からの高さが一・二メートルを超えないこと。
	第三号ハ	前部霧灯は、その照明部の中心がすれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面	前部霧灯の照射光線の主光軸は、前方二十五メー

<p>二 昭和五十年三月三十一日以前に製作された自動車</p>	<p>第二号ロ</p>	<p>以下となるように取り付けられていること。 前部霧灯は、イに規定するほか、前条第一項第一号ハ及びニの基準に準じたものであること。</p>	<p>トルにおける地面からの高さが一・二メートルを超えないこと。 前部霧灯は、イに規定するほか、前条第一項第一号ハ及びニの基準に準じたものであること。この場合において、前条第一項第一号ハ中「の灯光の色は、白色又は淡黄色であり、そのすべてが」とあるのは「(その照射光線の主光軸が前方三十メートルから先の地面を照射するものに限る。)</p>
<p>三 昭和三十五年十月一日から平成十七年十二月三十一日までに製作された自動車</p>	<p>第三号ロ</p>	<p>上縁の高さが地上〇・八メートル以下であって、すれ違い用前照灯の照明部の上縁を含む水平面以下（大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車、小型特殊自動車及び前条第一項第一号イ括弧書の地方運輸局長の指定する自動車に備える前部霧灯でその自動車の構造上地上〇・八メートル以下に取り付けることができないものにあつては、その照明部の上縁がすれ違い用前照灯の</p>	<p>の地面を照射するものに限る。)の灯光の色は、走行用前照灯の灯光の色と」と読み替えるものとする。 中心がすれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面以下</p>

		照明部の上縁を含む 水平面以下となる取 り付けることができ る最低の高さ)、下 縁の高さが地上〇・ 二五メートル以上	
--	--	---	--

4 平成一七年十二月三十一日以前に製作された自動車については、第一項第二号イの規定にかかわらず、前部霧灯は、次の基準に適合する構造とすることができる。

- 一 光度は、一万カンデラ以下であること。
- 二 照射光線の主光軸が前方四十メートル（昭和五十年三月三十一日以前に製作された自動車にあつては、三十メートル）から先の地面を照射するものは、その自動車のすれ違い用前照灯を点灯している場合には、点灯しない構造であること。
- 三 照射光線の主光軸は、下向きであること。
- 四 照射光線の主光軸（昭和五十年三月三十一日以前に製作された自動車にあつては、前方三十メートルから先の地面を照射するものに限る。）は、自動車の右外側線より右方の地面を照射しないものであること。

5 平成十九年九月一日以降に指定を受けた型式指定自動車以外の自動車については、細目告示別添五十二3・23・の規定は、適用しない。

6 保安基準第三十三条第二項及び細目告示第四十三条第一項が適用される自動車のうち平成十八年一月一日から平成二十一年七月十日までに製作された自動車については、細目告示第四十三条第一項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十年国土交通省告示第869号）による改正前の細目告示別添五十七に適合するものであればよい。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあつては、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十年国土交通省告示第869号）による改正前の細目告示別添五十七4・9・の前段規定中「スクリーン（別紙1参照）上の配光特性は表2の要件を満たすものとする。」とあるのは「スクリーン（別紙1参照）上の配光特性は表2の要件を満たすものとする。ただし、最小照度については、表2の配光表の最小照度の八〇％値、最大照度については、表2の配光表の最大照度の百二十％値まであればよい。」と読み替え、法第七十五条の二第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合にあつては、別添五十七2・11・及び2・12・並びに4・3・中「（協定規則第三十七号に定めるものにあつてはその標準光束、JISC七五〇六で規定されたものにあつてはその規格に定められた試験全光束、その他のものにあつては設計された光束）」の規定及び4・5・は適

用しないものとし、別添五十七4・3・中「標準電球又は定格電球」とあるのは「標準電球」と読み替えるものとする。

- 7 保安基準第三十三条第二項及び細目告示第四十三条第一項が適用される自動車のうち平成二十一年七月十一日から平成二十五年七月十日までに製作された自動車については、細目告示第四十三条第一項の規定にかかわらず、協定規則第十九号第二改訂版補足第十三改訂版5・、6・、7・及び8・の技術的な要件に定める基準に適合するものであればよい。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあつては、協定規則第十九号第二改訂版補足第十三改訂版5・3・は適用しないこととし、協定規則第十九号第二改訂版補足第十三改訂版5・4・2・の規定にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあつてはJIS規格C七七〇九に定められた形状とし、定格電球以外の電球を使用する場合にあつてはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとし、また、協定規則第十九号第二改訂版補足第十三改訂版6・の規定にかかわらず、最小照度及び最大照度は、協定規則第十九号第二改訂版補足第十三改訂版11・3・5・の規定に適合するものであればよい。
- 8 保安基準第三十三条第三項及び細目告示第四十三条第二項の規定が適用される自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）のうち国土交通大臣が定める自動車については、細目告示別添五十二4・3・5・及び4・3・6・1・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十年国土交通省告示第869号）による改正前の細目告示別添五十二4・3・5・及び4・3・6・1・の規定に適合するものであればよい。
- 9 保安基準第三十三条第三項及び細目告示第四十三条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十年七月十一日から平成二十三年一月十日までに法第七十五条の二第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第四十八号第五改訂版6・3・6・1・1・は適用しないこととし、協定規則第四十八号第五改訂版6・3・5・の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第三改訂版補足第三改訂版6・3・5・の規定に適合するものであればよい。
- 10 平成十八年一月一日から平成二十三年二月六日までに製作された自動車及び国土交通大臣が定めるものについては、細目告示別添五十二3・7・1・、3・22・及び3・23・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十一年国土交通省告示第七百七十一号）による改正前の細目告示別添五十二3・7・1・、3・22・及び3・23・の規定に適合するものであればよい。
- 11 保安基準第三十三条第三項並びに細目告示第四十三条第二項ただし書及び第三項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年七月二十二日から平成二十三年二月六日までに法第七十五条の二第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第五改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足改訂版の規定に適合するものであればよい。

- 12 保安基準第三十三条第三項並びに細目告示第四十三条第二項ただし書及び第三項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年十月二十四日から平成二十四年十月二十三日までに法第七十五条の二第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第五改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足第二改訂版の規定に適合するものであればよい。
- 13 平成二十二年八月十八日以前に製作された自動車及び国土交通大臣が定めるものについては、細目告示第四十三条第一項及び別添五十二4・3・2・中「協定規則第十九号第四改訂版補足改訂版」を「協定規則第十九号第三改訂版補足改訂版」と読み替えることができる。
- 14 平成二十七年十二月八日以前に製作された自動車及び国土交通大臣が定める自動車については、細目告示第四十三条第一項及び別添五十二4・3・2・中「協定規則第十九号第四改訂版補足改訂版」を「協定規則第十九号第三改訂版補足第二改訂版」と読み替えることができる。